

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第八号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（休業日における授業の実施等）」に改める。

第三十一条の六第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

#### 十二 指導技能員

第三十二条第十項中「主任技能員」を「指導技能員及び主任技能員」に改める。

別表第二奈良県立奈良養護学校整肢園分校の項を削る。

第二号様式の三中「~~振替授業の実施~~」を「~~休業日における授業の実施等~~」に、「~~より振替授業を実施する~~」を「~~のとおら~~休業日の変更を行う」に、「~~休業（授業）~~」を「~~対講~~」に改め、同様式を第二号様式の四とし、第二号様式の二の次に次の一様式を加える。

第 号  
年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

奈良県立何学校長 氏

名印

## 休業日における授業の実施等について（届）

下記のとおり休業日の変更を行うので届出します。

### 記

- 1 必要とする理由
- 2 期日又は期間
- 3 授業（休業）を必要とする課程、学科及び学年・年次
- 4 その他参考となる事項

## 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。